

パッカー車による剪定枝戸別回収 利用マニュアル

1 はじめに

(1) パッカー車による剪定枝戸別回収とは

剪定枝を自ら処理施設へ持ち込むことが困難な方に対し、屋敷林管理の負担を軽減し、美しい散居景観の維持保全を図ることを目的とした事業です。

(2) 事業内容

個人で剪定した屋敷林の剪定枝を、ご自宅まで回収に伺います。

2 実施要領

(1) 回収できるもの

個人で剪定した屋敷林の剪定枝で、長さ 1.5m 以内かつ太さ 15cm 以内のもの

※砺波市内の空き家も対象となります。

※ユズ等トゲがある樹種は隣に分けてまとめておいてください。

(2) 回収できないもの

- ・業者が剪定した枝
- ・竹、笹等堆肥化に適さない樹種
- ・落ち葉だけのもの
- ・袋やビニール紐等の異物

(3) 利用料金

全世帯 6,000 円/回

(4) 回収量

1 回につき軽四トラック 2 台分程度 (4 m³以内)

※申込みの時点で回収量を決定します。

(5) 回収期間

4～7月、9～11月、翌年3月の最終週の月、火、木曜（祝日を除く）

(6) 回収方法等

ア 回収日 市が決定するものとします。

イ 回収場所 敷地内でパッカー車が横付けできる場所 1 か所を原則とします。

(7) 利用中止の報告

利用を中止する場合は、速やかに市に報告してください。

(8) 利用承諾の取消し

以下のいずれかに該当する場合は、利用の承諾を取り消すことがあります。

ア 虚偽その他の不正行為によって、利用の承諾を受けていたことが判明したとき。

イ 利用中止の報告がないまま、長期不在の状況となったとき。

ウ 上記ア、イのほか、市が取消すことが適当と認めるとき。

3 申込みから回収までの流れ

(1) 申込み

回収を希望する月の 10 日（休日の場合はその前日）までに、市に「パッカー車による剪定枝戸別回収申込書」を提出してください。

※2回目以降のご利用の場合は電話（☎0763-33-1431）でも申込みができます。

(2) 回収日時のご案内

「パッカー車による剪定枝戸別回収日程通知書」を郵送します。

※回収日時を指定することはできません。

(3) 回収・料金の支払い

回収業者が、ご自宅へ剪定枝の回収に伺います。

※剪定枝は、回収日までに敷地内でパッカー車が横付けできる場所1か所にまとめておいてください。

※剪定枝回収までは、シート等をかけ乾いた状態になるようにしておいてください。

※この時に利用料をお支払いください。